緑の街並み推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく補助事業により、敷地等の緑化事業を行う者に対し交付する緑の街並み推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和４４年規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）敷地等　市内の敷地又は建物をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。

　（２）緑化施設　植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。）並びにこれらに付属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。

　（３）緑化対象面積　都市緑地法施行規則（昭和４９年建設省令第１号）第９条第１号並びに第２号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、敷地等において行う別表第１に掲げる事業とし、かつ、別表第２に定める評価基準を満たす事業とする。ただし、他の補助制度の対象となる事業を除く。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する事業を行う者とする。ただし、市税を滞納している者は、補助対象者としない。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、別表第１に定める区分に応じて算定した額の合計額とし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の額が１０万円（生垣設置事業のみの場合は３万円）未満であるときはこれを交付しない。

３　補助金の額は、５００万円を限度とする。

４　補助金の交付は、一の敷地等につき１回を限度とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、緑の街並み推進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業場所の案内図

（２）事業の施工内容を表した図面等

（３）事業に要する経費の見積書の写し

（４）現況写真

（５）管理者と補助対象者が異なる場合において、管理者が管理義務を負う旨の取決めがなされているときは、当該取決めがなされている旨を証する書類

（６）第３項に規定する場合に該当するときは、事業を行う敷地等の所有者の承諾書

（７）その他市長が必要と認める書類

２　事業により設置される緑化施設の管理者（以下「管理者」という。）と補助対象者は同一でなければならない。ただし、管理者と補助対象者が異なる場合において、管理者と補助対象者の間で管理義務を管理者が負う旨の取決めがなされているときは、管理者と補助対象者は同一とみなすものとする。

３　補助対象者が事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で申請しなければならない。

（交付の決定）

第７条　市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緑の街並み推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

　（事業内容の変更）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、緑の街並み推進事業補助金変更承認申請書（様式第３号。以下「承認申請書」という。）に事業の変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

　（変更の承認）

第９条　市長は、承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、緑の街並み推進事業補助金変更承認通知書（様式第４号）により当該承認申請書を提出した者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第７条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

　（事業の廃止）

第１０条　補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、緑の街並み推進事業補助金事業廃止届（様式第５号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、事業が完了したときは、事業を完了した日後３０日以内又は当該完了した日の属する年度の３月２０日のいずれか早い日までに、緑の街並み推進事業補助金事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（１）事業に要した経費の領収書の写し

（２）事業着手前及び事業完了後の写真

（３）その他市長が必要と認める書類

（表示板の設置）

第１２条　補助金の交付を受けた補助事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板を事業施工箇所に設置しなければならない。

２　前項の規定により設置した表示板が道路（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条に規定する道路をいう。）から目視することができない場所に設置されている場合は、補助事業者は敷地の接道部に別に表示板を設置しなければならない。

（樹木等の維持管理）

第１３条　補助事業者は、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって、樹木等の健全な育成及び維持管理に努めなければならない。

　（財産の処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助金の交付を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して次項に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

　（１）不動産及びその従物

　（２）機械、重要な器具その他の重要な財産で市長が定めるもの

２　前項ただし書に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

３　第１項第２号に規定する市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上のものとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

別表第１（第３条、第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| １　屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化又は空地緑化を行う事業（次項に該当する事業を除き、緑化対象面積の合計が５０平方メート | （１）植栽（個体の生育期間が１年から２年程度しか見込めないものを除く。）、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層等）、かん水施設及び園路整備に係る経費（２）表示板設置に係る経費 | ２分の１ | 次の各号に掲げる緑化の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（１）屋上緑化及び壁面緑化　当該緑化に係る緑化対象面積１平方メートル当たり３万円（２）駐車場緑化　当該緑化に係る緑化対象面積１平方メートル |
| ル以上であるものに限る。） |  |  | 当たり２万円（３）空地緑化　当該緑化に係る緑化対象面積１平方メートル当たり１５，０００円 |
| ２　生垣設置事業（延長１５メートル以上であるものに限る。） | （１）植栽（個体の生育期間が１年から２年程度しか見込めないものを除く。）、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層等）及びかん水施設に係る経費（２）表示板設置に係る経費 | ２分の１ | 植栽延長１メートル当たり５,０００円 |

備考１　工事に係る経費については、工事目的物の完遂に当たり高度な専門知識、技能及び資格を必要とするもの並びに危険な作業を伴うこと等により、高度な専門知識等を有する者による施工が必要なものを対象とする。

２　事業については、緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと及び敷地等に定着しない移動可能なものを使用していないこととする。

３　補助対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる補助対象者にあっては、消費税等を補助対象経費に含めることができる。

（１）個人事業者ではない個人

（２）消費税法（昭和６３年法律第１０８号）における納税義務者とならない事業者

（３）免税事業者

（４）簡易課税事業者

（５）国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表３に掲げる法人

（６）国又は地方公共団体の一般会計である事業者

（７）課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

別表第２（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 評価基準 |
| 別表第１の１の項に該当する事業 | 基準緑化率 | 次の各号に掲げる敷地等の区分に応じ、当該各号に定める基準緑化率を満たしていること。（１）市街化区域（第１種及び第２種風致地区を除く。）又は第３種風致地区内に存する敷地等　　次に掲げる当該敷地等における建ぺい率の最高限度の区分に応じ、それぞれ定める割合　　ア　３０パーセント超４０パーセント以下　　　　２０パーセント　イ　４０パーセント超６０パーセント以下　　　　１５パーセントウ　６０パーセント超　１０パーセント（２）市街化調整区域（第３種風致地区を除く。）又は第１種若しくは第２種風致地区内に存する敷地等　２５パーセント |
| 屋上緑化及び壁面緑化に係る基準 | 屋上緑化及び壁面緑化の緑化対象面積の合計が５０平方メートル以上又は緑化対象面積全体の３０パーセント以上であること。 |
| 空地緑化に係る基準 | 樹木による緑化対象面積が空地緑化の緑化対象面積の２５パーセント以上であること。 |
| 別表第１の２の項に該当する事業 |  | 敷地の接道緑化の延長が接道延長全体の６０パーセント以上であること。 |

備考１　基準緑化率とは、敷地面積に対する緑化対象面積の割合をいう。

２　風致地区において緑地率の規制がある場合は、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和４５年愛知県条例第５号）で定められた緑地率を２パーセント以上上回ること。

３　工場立地法（昭和３４年法律第２４号）において緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を２パーセント以上上回ること。

４　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）において緑地の規制がある場合は、定められた緑地面積を１パーセント以上上回ること。